様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事･市区町村長等	
	○ 知事　● 市区町村長等	
2. 都道府県名	徳島県	執行機関名　三好市長
3. 市区町村名	三好市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city-miyoshi.jp/docs/2010091300574/	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第132号)による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務(ひとり親家庭にかかるもの)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一　第二の項 三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年三好市条例第132号)による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1)　重度心身障害者等医療費支給決定に係る事務 (2)　重度心身障害者等医療費に関する高額医療費及び療養費並びに公費医療に係る事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年三好市条例第132号）　第1条及び第2条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、重度心身障害者等に対し医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条　この条例において「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者は除く。 (1)　(略) (2)　(略) (3)　別表第3に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等
⑦独自利用事務の関連規範		三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年三好市条例第132号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条　　項 1 号	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年条例第132号）第3条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条　　項 1 号 ニ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年条例第132号）第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者）に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条　　項 1 号 ホ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年条例第132号）第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条　　項 3 号	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年条例第132号）第3条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費の支給停止に関する届け出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条　　項 3 号	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年条例第132号）第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る道府県民税情報

事務3	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条　　項 5 号	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年条例第132号）第3条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等等に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条　　項 5 号 ニ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年条例第132号）第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る道府県民税情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条　　項 5 号 ホ	三好市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（平成18年条例第132号）第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報